

## 『若葉地区 まちの将来像』の実現に向け 新宿区にて都市計画等の手続きに入ります！

若葉地区まちづくり推進協議会では、令和3年度より、防災上の課題解決に向け、まちの将来像や取組の方向性について検討を重ねてきました。

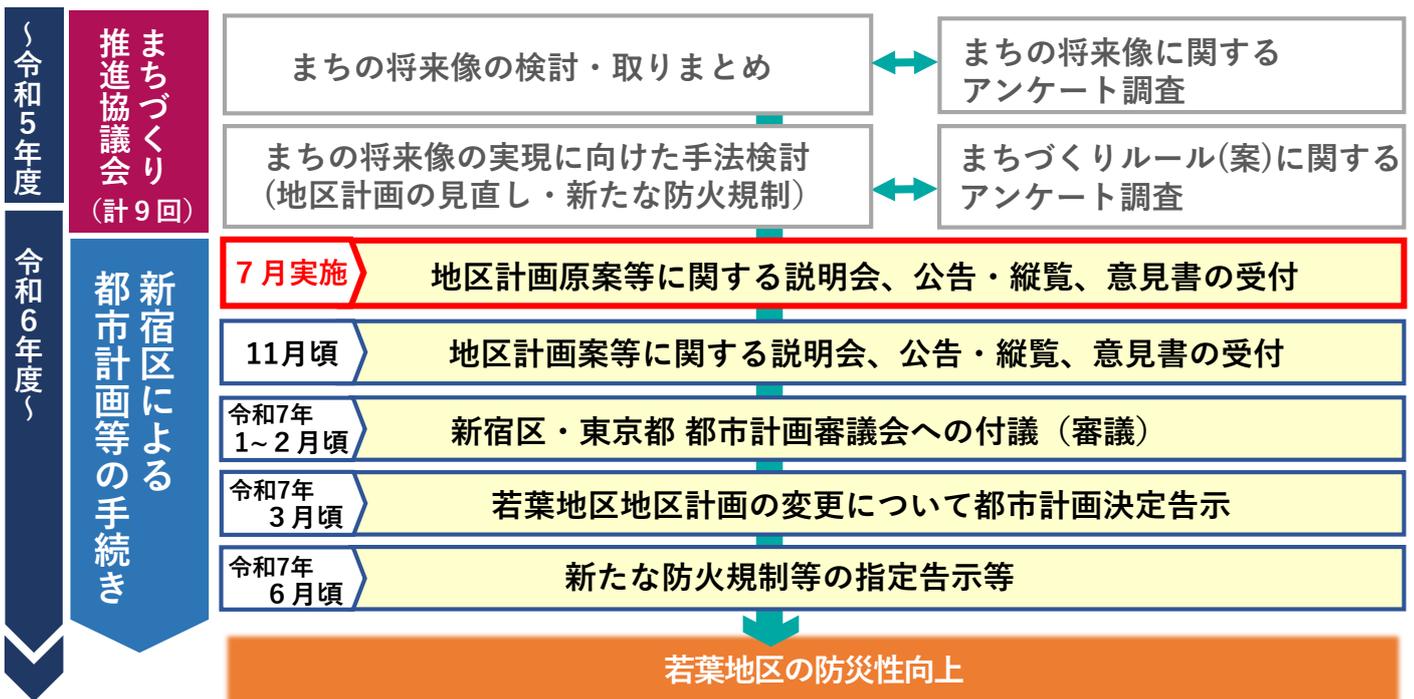
令和5年度には「若葉地区 まちの将来像」を取りまとめ、まちづくりルール(案)として、地区計画の見直し及び新たな防火規制の導入等について検討してきました。

今後は、これまでまちづくり推進協議会で実施してきた意見交換やアンケートを踏まえ、地区計画の変更及び新たな防火規制の導入等について、新宿区による都市計画等の手続きに入っていきます。



### これまでの経緯と今後の進め方

今後は、新宿区による地区計画原案及び案に関する説明会、都市計画審議会等を経て、地区計画変更の都市計画決定と新たな防火規制の導入が予定されています。



# 第9回 若葉地区 まちづくり推進協議会 全体会の開催報告

日時 ● 令和6年5月29日(水) 15:00 ~ 17:00

会場 ● 四谷スポーツスクエア 会議室N

主な内容 ● まちづくりルール(案)に関するアンケート調査結果について  
● 今後の進め方について 等



当日の様子

## ～当日の主なご意見等～

(○主なご質問やご意見 →区からの回答)

○若葉通り等の沿道の壁面後退距離を2mから0.5mとする対象敷地を、奥行き5m未満の敷地等としているが、奥行き測定の仕方について具体的な考えはあるか？

→若葉通り等に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離のうち、最小の距離を奥行きとする考えである。

○崖沿いの壁面後退距離6mについて、避難上有効な0.6m以上の通路を設けた場合には適用除外とすることについて、規模の大きい建築物の場合でも活用できるのか？

→この適用除外規定は、建築物の規模等によらず、活用可能とする予定である。

新宿区からのお知らせ

## 地区計画原案等の概要

### 地区計画の変更

まちの防災性の早期向上に向けた建替え促進のため、街並み誘導型地区計画への地区計画の見直しを行います。

共同建替えの更なる推進に加え、個別建替えを行う場合でも防災性向上等に資する方策を定めます。

#### 【地区計画の変更項目】

- 建物の最高高さ
- 建物の用途
- 建物の形態の制限
- 道路境界や崖からの壁面距離
- 壁面後退部分の工作物の設置

地区計画原案等に関する

**説明会と  
公告・縦覧を  
行います！**

関係権利者の方は  
新宿区より別途郵送される  
開催案内をご覧ください

※地区計画原案の説明会と同時に新たな防火規制の導入の説明も行います

### 新たな防火規制の導入

火災が発生しても燃えにくい建物への更新を進めるために、建物の新築や建替えの際に適用される建築ルールです。

現在の準防火地域内に、地区計画の見直しと合わせて導入を予定しています。



若葉地区 まちづくり

検索



検索、もしくは  
二次元コード  
から新宿区HPを  
ご覧ください。

当地区の地区計画の見直しや新たな防火規制の導入について詳しく知りたい方は新宿区HPをご覧ください！まちづくり推進協議会で説明した資料を掲載しています。

お問合せ先  
事務局

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 (担当: 渡部、宮本、佐藤、竹内)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階  
TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227